

助産所開設届出書（非助産師開設）の記載要領

| | | | |
|------|---|----|---|
| 事案 | 助産師以外の者（医療法人等）が許可を受けて助産所を開設した場合 | | |
| 根拠法令 | 医療法施行令第4条の2第1項、同法施行規則第3条第1項 | | |
| 提出期限 | 開設後10日以内 | 様式 | 3 |
| 提出窓口 | 各区保健福祉センター | | |
| 添付書類 | (1) 管理者の助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 (2) 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 (3) 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」（分娩を取り扱う場合） (4) 嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」（分娩を取り扱う場合） (5) 勤務先管理者（院長）の同意書（助産所の管理者が他の病院等に勤務している場合） | | |
| 提出部数 | 2部 | | |
| 手数料 | なし | | |

| 様式の記載要領及び留意事項 | |
|---------------|--|
| 「開設者」欄 | |
| 開設者住所 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者の住所とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 |
| 氏名 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者の氏名とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。 ・助産師以外の個人の場合は、個人の氏名を記載する。 |
| 1. 開設者の住所・氏名 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 （注）代表者の職名・氏名も記載すること。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。 |
| 2. 助産所の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事前に開設許可を受けた名称を記載する。 |
| 3. 開設の場所 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。 ■ 電話番号等は、開設した助産所の電話番号等を記載する。 ※ 医療機能情報提供制度により届出する項目となっております。 |
| 4. 開設許可 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事前に開設許可を受けた年月日及び許可番号を記載する。 |
| 5. 開設年月日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 助産所を実際に開設した日を記載する。 |
| 6. 分娩の取扱 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 分娩の取扱の有無について、a bのうち該当する記号を○で囲む。 |
| 7. 管理者の住所・氏名 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、管理者の電話番号を記載する。 |

助産所開設届出書（非助産師開設）の記載要領

| 様式の記載要領及び留意事項 | |
|---|--|
| 8. 管理者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所 | <p>(1) この開設届の助産所以外に助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称を記載する。</p> <p>(2) この開設届の助産所以外に助産所を管理している場合、その助産所の開設場所、名称を記載する。</p> <p>(3) この開設届の助産所以外の病院等に勤務している場合、その病院等の開設場所、名称を記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <p>助産所の管理者が、他の助産所を開設、管理すること又は他の病院等に勤務することは原則認められないので、特別な事情がある場合は事前に保健所へ相談すること。</p> <p>上記の(1)、(2)の場合、事前に2か所管理許可又は管理者設置許可が必要。</p> <p>上記の(3)の場合、勤務先管理者（院長）の同意書の添付が必要。</p> |
| 9. 業務日及び業務時間 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。 ■ 業務時間は、24時間制で記載する。(例) 午後5時→17:00 と記載する。 ■ 休業日は、「日、祝、○曜午後」と曜日を基本に記載する。 |
| 10. 業務に従事する助産師（管理者を含む）の氏名及び勤務日・勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者を含め助産所に従事する助産師の氏名及びそれぞれの勤務日、勤務時間を記載する。 |
| 11. 嘱託医師の住所・氏名及び診療科目 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 嘱託医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■ 氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、嘱託医師個人の電話番号を記載する。 ■ 診療科名は、a bのうち該当する記号を○で囲む。 |
| 上記の嘱託医師に代えて、 定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 ■ 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■ 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■ 電話番号は、嘱託病院又は診療所の電話番号を記載する。 ■ 診療科名は、a bのうち該当する記号を○で囲む。 |
| | <p>(参考法令) 医療法施行規則第15条の2第1項、第2項</p> <p>分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。</p> <p>ただし、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所の産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが分娩時等の異常の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。</p> |

助産所開設届出書（非助産師開設）の記載要領

| 様式の記載要領及び留意事項 | |
|--|---|
| 12. 嘱託医師による対応が困難な場合のために定めた嘱託病院又は有床診療所の所在地・名称及び診療科目 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 嘱託病院又は有床診療所の所在地を記載する。 ■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■ 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■ 電話番号は、嘱託病院又は有床診療所の電話番号を記載する。 ■ 診療科名は、a bのうち該当する記号を○で囲む。 <p>(留意事項)</p> <p>患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。</p> <p>(参考法令) 医療法施行規則第15条の2第3項</p> <p>助産所の開設者は、嘱託医師による分娩時等の異常に対応することが困難な場合のために、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所を、嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。</p> |
| 添付書類の留意事項 | |
| 助産師の助産師免許証の写し | <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。 ■ 氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合は裏面も必要。 |
| 助産師の履歴書 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就職・退職の旨を明記する）を記載すること。 |
| 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 (医療法施行規則第15条の2第1項関係) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式は自由。 ■ 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 <p>(注)「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。</p> |
| 嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」 (医療法施行規則第15条の2第2、3項関係) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式は自由。 ■ 嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 ■ 病院又は診療所は産科又は産婦人科及び小児科の診療科目を標榜し、分娩時等の異常時に新生児への診療を行うことができ、かつ患者を入院させることができる施設を有すること。(医療法施行規則第15条の2第3項) <p>(注)「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。</p> |
| 勤務先管理者（院長）の同意書 (助産所の管理者が他の病院等に勤務する場合) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 助産所の管理者は当該助産所の管理に専念することが望ましいが、やむを得ず他の病院等に勤務する場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。その際、管理する助産所の業務時間が他の病院等での勤務時間と重複していないこと。 <p>※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び管理する助産所の業務時間が記載されていること。</p> |